

大阪狭山市人権教育基本方針

平成 19 年（2007 年）10 月改訂

大阪狭山市教育委員会

国連は、多くの人命を奪った第二次世界大戦の深い反省に立って、「人権の確立が世界における自由、正義及び平和の基礎である」という認識のもと、1948 年（昭和 23 年）に世界人権宣言を採択しました。その後、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすために、国際人権規約をはじめ、児童の権利に関する条約など人権に関する多くの条約を採択するとともに、世界規模で人権を確立するための様々な取り組みを展開してきました。こうした取り組みの中で、国連は全世界における人権保障の実現のためには人権教育の充実が不可欠であるとし、「人権教育のための国連 10 年」（1995～2004 年）を実施しました。さらに、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるため、「人権教育のための世界計画」を 2005 年（平成 17 年）1 月から開始しています。

わが国では、日本国憲法に明記された基本的人権の保障に向けて、法律や制度の整備を図り、差別や人権侵害をなくすための取り組みを進めてきました。しかし、同和問題をはじめ、女性、障害者、高齢者、子ども、外国人などにかかる様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネットを利用した差別表現の流布など新たな人権問題が生じています。こうした中、文部科学省は平成 16 年 6 月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」を平成 17 年 10 月に「同〔第二次とりまとめ〕」を公表しました。この中で、学校教育においては人権についての知的理解を深めるとともに、人権感覚（「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」）を十分に身に付けるための指導が必要であるということが示されています。また、教育活動全体を通じた人権教育の推進、学校としての組織的な取り組み、家庭・地域との連携及び校種間の連携などの重要性が指摘されています。

大阪府においては、平成 9 年に「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」を全国に先駆けて策定し、平成 10 年には「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。この条例に基づき平成 13 年に「大阪府人権施策推進基本方針」を定めるなど、人権施策を総合的に推進してきました。しかし、平成 17 年に実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果からは、人権に係る府民の状況は少しずつ向上しているものの、同和問題に関する差別意識は解消されていないなど、人権教育を推進していく上での課題が示されました。

本市においては、平成 5 年 12 月に「人権擁護都市宣言」を行い、人権尊重のための啓発事業を展開してきました。そして、平成 12 年 3 月に「人権教育のための国連 10 年大阪狭山市行動計画」を策定し、市における人権教育推進のための基本的な方向性を示しました。また、平成 13 年 6 月には「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」を制定し、市民と行政の協働による取り組みを進め、平成 17 年 5 月には「人権行政基本方針」を策定し、すべての市の施策を人権尊重の視点で実施するための基本理念及び諸政策の方向性を明らかにしました。

以上の観点に立って、大阪狭山市の教育分野において人権教育を推進するための基本方針を次のとおり定めま

1. 自尊感情を育み、個性が輝く人権教育の推進

自分自身の存在をかけがえのないものとして肯定的に受け止め、個性を發揮しながら将来の夢や希望に向かって前向きに生きることができるよう、人権教育を推進します。

2. 多様性を認め合い、豊かな人間関係を育てる人権教育の推進

様々な人との出会いや交流を通して互いの違いやよさに気づき、共に生きる喜びを得られる人間関係が育まれるよう、人権教育を推進します。

3. 計画的・組織的な取り組みを進め、実践力を育む人権教育の推進

人権に関する理解を深めるとともに一人ひとりの人権感覚を高め、問題を解決しようとする実践力を身につけることができるよう、保育所・幼稚園等の就学前から義務教育へと一貫性のある人権教育を、計画的・組織的に推進します。

4. 人権尊重のまちづくりにつながる人権教育の推進

地域社会のあらゆる機会と場を通じて学習を進め、家庭・地域・学校園が互いに協力し合って人権教育の取り組みを進めることで、人権尊重のまちづくりへとつなげます。

以上の方針の実施にあたっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図りながら、関係諸機関及び諸団体とともに推進していきます。